

5 こ 第 6 0 0 号  
令和 5 年 5 月 2 日

各市町村長 様

福島県こども未来局長  
( 公 印 省 略 )

新型コロナウイルス感染症の 5 類感染症移行後の感染症発生時に係る  
報告について (通知)

新型コロナウイルス感染症対策につきましては、日頃より格別の御理解と御尽力を  
いただき厚く御礼申し上げます。

このことについて、令和 5 年 5 月 8 日から新型コロナウイルス感染症の感染症法上の位置  
づけが 5 類感染症に移行した後の対応を下記のとおりとしますので、お知らせします。

記

1 保育所・放課後児童クラブ等における感染者の迅速な報告について

これまで、保育所や放課後児童クラブ等で 5 名以上の感染者が確認された場合、管轄保  
健福祉事務所への報告をお願いしておりましたが、5 類感染症に移行後は、平成 1 7 年 2  
月 2 2 日付け厚生労働省通知「社会福祉施設等における感染症等発生時に係る報告につ  
いて」に基づき、以下に該当する場合、速やかに管轄保健福祉事務所担当部署に電話・メ  
ール等にて報告をお願いします。

※ 報告が必要な場合

- ア 同一の感染症若しくは食中毒による又はそれらによると疑われる死亡者又は重篤  
患者が 1 週間内に 2 人以上発生した場合
- イ 同一の感染症若しくは食中毒の患者又はそれらが疑われる者が 1 0 名以上又は全  
利用者の半数以上発生した場合
- ウ ア及びイに該当しない場合であっても、通常の発生動向を上回る感染症等の発生  
が疑われ、特に施設長が報告を必要と認めた場合

上記の報告条件に満たない場合であっても、施設内における感染対策に不安等がある  
場合には、管轄保健福祉事務所担当部署に報告をお願いいたします。

2 事故報告書について

上記 1 の報告を行った場合は、第 1 報として事故報告書を速やかに管轄保健福祉事務  
所担当部署に提出してください。

また、感染が収束した際には、第2報として事故報告書を管轄保健福祉事務所担当部署に提出してください。

※ 中核市の場合、報告先は厚生労働省となりますが、情報共有のため、厚生労働省へ報告する際に子育て支援課にも併せて報告願います。

### 3 新型コロナウイルス感染症による休園報告について

令和4年6月23日付け4こ第1143号「保育所等において新型コロナウイルス感染症が発生し臨時休園になった場合の報告について（依頼）」に基づき、指定の様式で県へ報告するよう依頼しておりましたが、5類感染症移行後は本報告の必要はありません。なお、放課後児童クラブについても同様です。

### 4 5類感染症移行後の基本的な感染対策について

法律上の取扱いが変わっても、新型コロナウイルスの特性は変わらないため、引き続き基本的な感染症対策の実施を行う旨、所管の保育所や放課後児童クラブ等への周知をお願いいたします。